

会員規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、当法人定款に基づき、会員の定義、種別、入退会、権利義務等に関する事項を定め、当法人の公益的活動への参加と協力・公益性を円滑に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 本規程における「会員」とは、定款第30条に定めるとおり、当法人の目的及び理念に賛同し、支援・協力・公益性の意思をもって参加する者をいう。

2 会員は一般法人法に基づく「社員」とは異なり、社員総会等における議決権を有しない。

第2章 会員の種別

(種別)

第3条 会員は、当法人の理念に共感し、支援的立場から活動に参加する者である。なお、当法人の会員は、以下の各号に掲げる種別に分類され、それぞれの目的、及び関与の程度に応じた会費、及び特典が設定されるものとする。会員は、それぞれの立場において、地域社会における「安心・安全・幸せの共創」という理念を分かち合い、それぞれの暮らしの中でその実践に努められる事を期待する。

①**名誉会員**：当法人の理念と活動に対し、深い理解と継続的な支援をくださった支援者であり、特に顕著なご貢献を通じて社会的意義を高めてくださった会員です。NGO Umbilical Cordの歩みと志を体現する存在であり、社員総会の承認をもって恒久的な名誉称号に位置づけられる存在として、その歩みと功績が地域社会共創の理念を象徴し、地域の未来に光を灯すものとして、敬意と感謝を込めて顕彰を行います。

②**応援サポーター会員**：地域密着型の支援者であり、地域での見守りや声かけ、口コミ・情報提供など、日常の中で緩やかに支えてくださる会員です。地域の困りごとや子どもたちの異変に気づいた際には、その気づきこそが何よりの貢献心です。特に、助けを必要とする子どもや人々の声をそっと受け止め、Umbilical Cord(Guardian)や地域の関係機関に繋いでくださる事が、支援の始まりとした大切なキッカケともなります。

③**アンバサダー会員**：社会広域型の支援者であり、地域と社会の橋渡し役として共創の理念を広め、活動の輪を拡げてくださる会員です。特に、SNSやブログ、動画配信・ポッドキャスト・コミュニティアプリなどを活用し、当法人の理念や取り組みをデジタルな手法で多くの方々に伝えてくださる、現代の「共感発信者」としての役割を担います。時には応援メッセージの投稿、子どもたちへの共感的発信、地域課題への気づきを促す発言など、個々の感性と表現力を活かしたクリエイティブな関わりが期待されます。

④**アドバイザー会員**：社会の公益にスキルで資する支援者であり、困難を抱える子どもや家庭、そして地域社会に寄り添いながら、共に社会的課題を乗り越える事に力を注ぐ会員です。肩書きや役職に関係なく、人としての善意と責任感をもって現場の声に耳を傾け、時に共に動き、時に知恵を貸し合う仲間としてご協力いただきます。国家資格保有者(医師・弁護士・教員・保健師等)、専門家・有識者・議員・行政職員・地域づくりに関わる方々など、様々な分野で公共性の高い活動に関わる方々と共に、社会的信頼と実践知を持ち寄り、制度や仕組みの改善だけでなく、地域の仕組みや支え合いを豊かにする協働のパートナーとしてご活躍頂けます。

⑤**協賛個人会員**：社会の公益に資源で資する支援者であり、個人として資金・物資・サービス・施設・ノウハウ・ネットワークなど、当法人の活動に必要な実質的資源を提供して下さる会員です。まさに「社会の必要性を支える共創者」であり、社会と福祉の接点に立つキーマンです。子どもたちの未来を育む福祉と、地域経済を支える実践的な力が交差するこの関係性は、地域社会にとっても新たな価値創出と社会的信頼の獲得に繋がり、持続可能な連携の中で、社会的評価・個人の成長・地域からの信頼と云う三方良しの成果を実感していただけます。

⑥**協賛法人会員**：社会の公益に資源で資する支援者であり、法人・団体として資金・物資・サービス・施設・ノウハウ・ネットワークなど、当法人の活動に必要な実質的資源を提供して下さる会員です。まさに「社会の必要性を支える共創者」であり、社会と福祉の接点に立つキーマンです。子どもたちの未来を育む福祉と、地域経済を支える実践的な力が交差するこの関係性は、地域社会にとっても新たな価値創出と社会的信頼の獲得に繋がり、持続可能な連携の中で、社会的評価・個人の成長・地域からの信頼と云う三方良しの成果を実感していただけます。

第3章 入会・退会

(入会)

第4条 会員として入会を希望する者は、当法人の理念に賛同し、所定の方法（紙面・WEB・クラウド管理システム等）により申込みを行うものとする。

2 入会の承認は、代表理事が行う。

3 人種、信条、性別、障害等による差別的取扱いは行わない。ただし、営利・政治・宗教等の目的による不正な入会は、代表理事の判断により拒否または取消することができる。

(退会)

第5条 会員は、いつでも任意に退会することができる。退会の意味は文書(書面記録)にて、代表理事に提出するものとする。

2 一度退会した会員が再入会を希望する場合は、改めて所定の手続を経るものとする。

第4章 会費・特典

(会費)

第6条 会員は、種別に応じて定められた下記の年会費を納入するものとする。

①**名誉会員**：年会費無料（名誉会員へのお申し込みは、当法人選出のためできません。）

②**応援サポーター会員**：年会費無料

③**アンバサダー会員**：年会費 1,000 円

④**アドバイザー会員**：年会費 3,000 円

⑤**協賛個人会員**：年会費 5,000 円

⑥**協賛法人会員**：年会費 10,000 円

2 当法人では、会員の皆さまに安心して継続的にご支援いただけるよう、会費の納入方法として「銀行口座からの引き落とし(口座振替)」を採用しています。

3 領収書は、引き落とし完了後に PDF 形式で、公式 LINE やメール等にて送付いたします。

(特典)

第7条 会員は、種別に応じて、当法人が定める活動参加、情報提供、イベント招待、感謝状発行等の特典を受けることができる。

①**名誉会員**：感謝状・表彰状の授与、特別イベントへの招待、WEB サイトでの功績紹介など。

②**応援サポーター会員**：地域イベントへの優先参加など。

③**アンバサダー会員**：SNS 素材・広報ツールの提供、活動紹介ページへの掲載、オンライン交流会への招待など。

④**アドバイザー会員**：プロダクト・プロジェクト企画への意見参加、専門家ネットワークへのアクセス、活動成果への名前掲載(希望者)など。

⑤**協賛個人会員**：感謝状・寄付証明書の発行、年次報告書への名前掲載(希望者)、特定プロジェクトへの優先案内など。

⑥**協賛法人会員**：法人ロゴの掲載(WEB・報告書等)、連携事例の紹介・広報支援、社会貢献活動としての証明書発行など。

第5章 情報管理・その他

(個人情報の保護)

第8条 会員の個人情報は、個人情報保護法及び当法人の情報管理規程に基づき、適切に管理する。

(規程の改廃)

第9条 本規程の改廃は、理事会の議決を経て、代表理事が承認するものとする。

(準拠法令)

第10条 本規程に定めのない事項は、定款及び一般法人法その他の法令に従う。